

令和6年11月19日

保護者 様

神戸市立明親小学校
校長 浜谷 修久

不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について

平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

みだしの件について、不登校児童生徒について成績評価を行うにあたり、文部科学大臣が定める要件の下で、欠席中に行った学習の成果を考慮することができることが法令上明確化されました。

下記のとおり、お子さまの学習状況の把握に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1. 法令の改正について

以下の要件の下で、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に考慮することができることが、法令上明確化されました。

※「不登校児童生徒」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者をのぞいたもの」のことです。

2. 成績評価に反映するための要件

- ①子どもが、自身の学年で学ぶべき内容を学習していること
- ②学校と保護者、関係機関（教育支援センター「くすのき教室」やフリースクール等）との間に協力関係が保たれること。また、学校が、子どもの状況（学習状況も含む）に関する情報を、継続的に保護者や関係機関から得ることができること
- ③学校が、家庭訪問やオンラインでの面談等により、子どもの学習状況を継続的に把握できること

3. 取組例

○以下のいずれの場合も、家庭と学校または関係機関と学校との間に一定の協力関係があることが前提となります。

- ・学習用パソコンを活用して、学校のオンライン授業に参加している子どもの学習成果。
- ・学校から届いたプリントや実技教科の作成キット、テスト等に取り組んだ成果。
- ・民間のICT教材を活用して学習に取り組んだ成果。

参考URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155_00002.htm（文部科学省）

※ご不明な点がございましたら、本校教頭までご相談ください。（TEL: 6 5 1-2 8 5 5）